

児童・高齢者・障がい者虐待

高齢者

無意識のうちに虐待になっていませんか？

高齢社会を迎え自宅で介護を受ける方も増えてきています。しかし、その一方で介護疲れ等、身体的・精神的な介護者負担が増大し、無意識のうちに虐待行為をしてしまうケースも少なくありません。

うまくできないことや理解できないこと、忘れてしまうことなどを責めたり、怒ってしまったりしていませんか？介護には人それぞれの悩みがつきものです。一人で抱えこんでしまうと、それがストレスとなって虐待につながりやすくなり、自分の体調も崩してしまいかねません。

家族や信頼できる友人、専門機関等で話を聞いてもらいましょう。

障害者虐待防止法をご存じですか？

障がい者

障がいを持つ人の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

「障害者虐待防止法」は正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。障がいを持つ人が自立し社会参加をしていくうえで、虐待が大きな妨げになっていることは以前から問題になっていました。そこで虐待の防止を徹底させようと作られた法律です。

虐待をなくすためにできること

地域のみなさん一人ひとりの気づき・行動が大切です。

虐待を他人事と思わない

自分にも起こりうる身近な問題であると認識しましょう。

虐待かなと思ったら連絡を！

虐待を受けていても本人に自覚がない、被害を訴えることができない等の場合もあり、とりかえしのつかない事態にもなりかねません。

通報は誤報でも罰せられることはありませんし、匿名での通報もできます。

ご連絡をくださった方や内容についての秘密は守られます。

虐待に関する相談窓口

【児童・高齢者・障がい者】	生活課 福祉健康班 社会福祉係	☎ 84-1522
【児 童】	会津児童相談所	☎ 23-1400
【高 齢 者】	地域包括支援センター	☎ 84-2700

地域で見守り、みんなで防ぐ

児童

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

児童虐待とは・・・

身体的虐待

なく、^け殴る、^た蹴る、^{たた}叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、^{おほ}溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による^{おど}脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部地域では使えないことがあります。※一部のIP電話からはつながりません。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



私たちの学校

町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校から、子どもたちの学校での様子をお伝えします！



会津坂下町 幼・小・中音楽祭

11月5日、会津坂下町幼・小・中音楽祭が坂下中学校体育館で行われ、保護者や地域の人達が大量詰めかけました。緊張気味の子どもたちでしたが、いざ始まると真剣な表情になり、指揮者に向って集中する姿は、まさに1人ひとりが主人公でした。

ステージは、坂下南小合奏部のバイオリンの演奏で幕開けし、各校の代表のクラスによる合唱・合奏、吹奏楽部の演奏などが披露されました。参加者全員の合唱では、保護者も含めた会場にいる全員で「花は咲く」を歌い、美しい歌声や音色が体育館に響き渡り、会場全体が一つになりました。最後には、練習を重ね、その成果を披露した子どもたちに大きな拍手が送られました。



AR

除雪事業へのご協力をお願いします

地域や家庭にとって重要な雪道を守るため、マナーを守りましょう。

15cm以上の積雪があった場合には除雪作業を行います。

今年も降雪の季節がやってきました。町では、通勤通学などの道路交通の安全確保のため、除雪に取り組んでいます。除雪の効果をさらに上げるため、町民の皆さまには下記のご協力をお願いします。

町民の皆さまへ

①玄関先の除雪にご協力を

道路を除雪した後は、玄関先や車庫前を塞いでしまうことがあります。各家庭で片付けてくださるようお願いいたします。また、一人暮らし・高齢者世帯などの玄関先は、地域で声をかけあって除雪をお願いします。

②路上駐車はやめましょう

1台でも放置車があると、除雪車が作業することができません。たった1台の放置車で地域全体の迷惑となりますので、絶対に路上駐車はやめてください。

③車道へ雪を出さないでください

除雪後に住宅や駐車場から再び雪が押し出されていることがあります。このような行為は、事故や渋滞の原因となりますので、車道へ雪を出さないようにしてください。

④問い合わせは行政区単位でお願いします

電話での問い合わせが多くなると、現場での対応が遅れます。効率の良い現場処理ができるよう行政区内で取りまとめてから、必ず区長・自治会長を通して下記まで問い合わせください。

⑤町での除雪が難しい箇所の除雪にご協力をお願いします

消火栓・防火水槽周りや除雪困難な歩車道などの除雪については、周辺に住む方や行政区等で除雪をお願いします。

⑥側溝に大量の雪を捨てないでください

片付けた雪を大量に側溝や用水路に捨てると、下流で雪が詰まり、道路や家屋が浸水します。大量の雪を側溝に流さないでください。

⑦除雪作業車には絶対に近づかないでください

除雪作業車に近づくのは、事故等の恐れがあり、大変危険です。除雪中は作業している車に絶対近づかないでください。また、除雪作業している方や委託業者へ直接問い合わせるのは、除雪作業の遅れにつながりますので、お控えください。

除雪に関する問い合わせは、

区長・自治会長を通じて 建設課 都市土木班までお願いします。

☎ 84-1506 (FAX 83-1365) メール:kensetsu_doboku@town.aizubange.fukushima.jp